

飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン

飲酒運転による重大事故を起こしたドライバーや飲酒運転で取締りを受けたドライバーは、「飲酒運転で、今まで事故を起こしたことがなかった」「この位の酒なら大丈夫」と安易な気持ちで飲酒運転をしてしまったという理由が、大多数でした。

飲酒運転により引き起こされた交通事故の行く末は、当事者だけではなく、周囲の多くの人を悲惨な末路へと巻き込んでしまいます。

車の運転をする皆様には、「**飲酒運転は悪質な犯罪である**」ということを認識し、「飲酒運転は何かあろうと絶対にしない」と心に誓っていただくことが大切です。

また、お酒を提供したり、お酒を販売するお店の皆様には、「**運転する人には、お酒を出さない**」「**運転する人には、お酒を売らない**」ことを接客を担当する従業員を含めてしっかりと実践していただき、県民全員が飲酒運転を許さないという気運を醸成して、二度と飲酒運転による悲惨な交通事故が起こらないことを願い、このホームページを掲載しています。

● 飲酒運転が、もたらす危険(参考データのため個人差があります。)

- ・ 日本酒をコップ1杯飲んだ後、車に同乗し点在する標識板をチェックさせたところ飲酒前は見落としゼロだったのに**30%**の人が、見落とした。
- ・ ワイングラス1杯(200ml)を飲んで、シュミレーターで運転中、ブレーキを踏む時間が**1.5倍**に延びた。
- ・ ビールジョッキ1杯(700ml)を飲んだ後、運転シュミレーターを操作すると、誤った操作をする率が、飲酒をしない時より**14%~25%**アップした。
- ・ ビール1缶(350ml)を飲んで30分後、遠近を判断する深視力が**20~40%**低下した。
- ・ アルコール濃度1%程度のドリンク剤を1本飲んだだけで、動体視力が**15%**低下した。

○ ドライバーは ~ **酒を飲んだら運転しない 運転するなら酒を飲まない**

○ 家庭や職場では ~ **家族や同僚に飲酒運転をさせない**

● 酒類提供・販売店の皆さん

飲酒運転の根絶に向けた取組には、警察による取締りや行政の行う普及啓発活動だけでは、限界があります。飲酒の機会のある酒類提供・販売店の皆さんの御協力が、不可欠なのです。

そこで、「来店したお客様への飲酒運転防止マニュアル」を作成しましたので、参考にしていただければ幸いです。

来店したお客様に、楽しいお酒で苦い思いをさせないというサービスこそ、お客様への最大のサービスです。

「来店したお客様への飲酒運転防止マニュアル」

→HPからダウンロード

～ 山 梨 県 の 取 組 み ～

「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」の実施(12/1～1/31)

平成18年に福岡県で発生した交通死亡事故など、飲酒運転による悲惨な重大事故が、全国的に発生したことは、記憶に新しいことと思います。

山梨県も全国と同様に、道路工事の交通整理員が酔っぱらい運転の車に跳ねられ尊い命を奪われたり、小学生の登校班の列に飲酒運転の車が、突っ込むなどの重大事故が発生しています。

この実態を踏まえ、飲酒運転の根絶を目指し、山梨県では、県内の酒類を提供・販売するお店に対して協力を求め、

「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」

を実施しています。

このキャンペーンでは、キャンペーン参加団体加盟のお店の皆さんに、「飲酒運転させない宣言の店」の啓発物品(ポスターやカレンダー等)を店内に掲示していただくなどの、飲酒運転をしない・させない取組を行います。

● キャンペーン参加団体

山梨県食品衛生協会 様

山梨県小売酒販組合連合会 様

山梨県酒造組合 様

山梨県ワイン酒造組合 様

(順不同)

● 飲酒運転の罰則

酒酔い運転 5年以下の懲役又は、100万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は、50万円以下の罰金

危険運転致死傷罪(飲酒の影響により正常な運転が困難な状態で走行させるなど)
死亡事故を起こすと、1年以上20年以下の懲役
負傷事故を起こすと、15年以下の懲役

● 飲酒運転の違反点数(※前歴なしの場合)

| 違反種別 | 点数 | 処分内容 |
|--|--|------------------------------------|
| 酒酔い運転 | 35点 | 取消 (欠格期間3年) |
| 酒気帯び運転 | アルコール検査 0.25mg/ℓ以上 25点 アルコール検査 0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満 13点 | 取消 (欠格期間2年) 停止90日 |
| 危険運転致死傷罪 (アルコールなどの影響により正常な運転が困難な状態で二輪車以上の自動車の走行による人の死傷) | ・死亡の場合 62点 ・負傷の場合 45～55点 | 取消 (欠格期間8年) 取消 (欠格期間5～7年) |

この処分は一例であり、過去の交通事故や交通違反の前歴により異なります。

◆ 飲酒運転は、関係者も処罰されます！！ ◆

☆事例1(アルコール検査0.25mg/ℓ以上の場合)

甲君は、親友の乙君と一緒に夕食を取るために車で出かけました。甲君は、帰りは代行車で帰ろうと思い、乙君と一緒にビールや焼酎を飲みました。二人の会話ははずみ、甲君は、ついつい飲み過ぎて、酔ってしまいました。

帰りになって、甲君は代行車を頼もうとしたところ、乙君が「俺は酔っていないから、運転をしていってあげるよ。近い距離だし大丈夫だ」と言ったことから、甲君は乙君に自分の車の運転をしてもらいました。そして、まもなく検問にあつたのです。

～事例1の甲君と乙君の刑責～ ※前歴がない場合

乙君は酒気帯び運転、甲君は車両提供罪となります。

乙君 3年以下の懲役又は、50万円の罰金 点数**25**点
免許取消(欠格期間**2**年)
甲君 3年以下の懲役又は、50万円以下の罰金 免許取消(欠格期間**2**年)

この処分は一例であり、過去の交通事故や交通違反の前歴により異なります。

○ このように酒を飲んでいることを承知の上で、車を貸すと共犯となります。

☆事例2(アルコール検査**0.25mg/ℓ以上**の場合)

A君は、自分の車を運転して会社の同僚のB君、C君、D君と一緒にバーベキューに行きました。バーベキューでは、みんなで缶ビールやワインなどのお酒を飲みました。酒が強いA君は、少し休んでいけばいいと思ったのです。そして、バーベキューを終え、A君は自分の車の中で、酔い覚ましのため昼寝をしました。

昼寝から目覚めたA君は、昼寝をしたから大丈夫と自分勝手に判断して、「もう大丈夫だから、みんなを送っていくよ。」とB君C君D君に声をかけました。

B君、C君、D君は、A君が、仲間内で酒が強いことを知っていたので、「大丈夫だろう」と安易に考え、A君に「じゃあ、頼むよ」と言って、A君の運転する車に同乗して、帰途につきました。この途中で、検問にあいました。

～事例2のA君、B君、C君、D君の刑責～ ※前歴がない場合

A君は酒気帯び運転、B君、C君、D君は、酒気帯び運転の同乗罪となります。

A君 3年以下の懲役又は、50万円の罰金 点数**25**点
免許取消(欠格期間**2**年)
B君、C君、D君 2年以下の懲役又は、30万円以下の罰金
免許取消(欠格期間**2**年)

この処分は一例であり、過去の交通事故や交通違反の前歴により異なります。

この二つの事例からもわかるように、飲酒運転は運転した人のみが処罰されるのではなく、飲酒運転の車に同乗した場合も同罪となってしまうことがあるのです。